

東部水再生プラザ庁舎清掃業務仕様書

(令和 5・6・7・8 年度共通)

1 清掃対象及び面積等

- (1) 所在地 : 東部水再生プラザ 札幌市白石区東米里 2 1 7 2 - 1 番地
- (2) 面積等 : 通常清掃、床磨き、剥離作業、窓ガラス及び窓枠の清掃面積について、別添面積表のとおり。
- (3) ごみ排出量: 一般ごみ 5 kg/月程度、資源化ごみ 7 0 kg/月程度

2 通常清掃

(1) 作業内容

別添通常清掃作業内容のとおり。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

- ①作業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの年末年始期間（以下「土曜日等」とする。）を除く日数とする。
- ②ただし、委託者の指示あるとき、又はやむを得ない理由があるときは土曜日等にも作業を行うものとし、この場合、委託者と協議のうえ、他の作業日と振り替えるものとする。
- ③作業時間帯は原則として、職員の執務時間帯とする。
- ④なお、2週間に5回の清掃箇所は隔日を原則として月水金火木のパターンで実施する

(3) 安全対策

受託者は、作業の実施にあたって、委託者の職員、従業員又は、第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

3 床磨き清掃

(1) 作業内容

①弾性床材

床洗浄・・・適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。

剥離作業の指定のある場所については、剥離剤を用いる。

剥離作業場所については、作業前に委託者に確認すること。

作業後、水拭きを十分に行う。

樹脂ワックス仕上・・・樹脂ワックスを用いて、3回以上重ね塗布する。

②カーペット

床洗浄・・・カーペット専用の適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。

カーペット専用の掃除機を使用すること。

洗剤等の使用にあたっては、変色・変質をきたさないよう十分研究し、事前に委託者の承諾を受けること。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

- ①清掃回数は、別添面積表のとおりとする。時期は、委託者の指示に従うこと。
- ②作業時間帯は、原則として職員の執務時間内とする。

(3) 安全対策

- ①受託者は、作業の実施にあたって、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。
- ②作業中は、立ち入り禁止などの表示をすること。
- ③電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

4 窓ガラス清掃

(1) 作業内容

- ①窓ガラス清掃は、ガラス内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。
- ②窓枠の清掃は、窓枠内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。
- ③その他、上記①～②に付帯する業務

(2) 清掃回数及び作業時間帯

- ①清掃回数は、年1回とする。
- ②作業の実施は、原則として職員の執務時間内とする。
- ③なお、休祭日等の執務時間外に作業を行う場合は、必ず事前に委託者の許可を受けること。

(3) 安全対策

- ①受託者は、作業の実施にあたって、委託者の職員、従業員又は、第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。
- ②高所（窓枠上辺部の高さが、5.0m以上あり、かつ、内部から作業できない場所）作業においては、命綱等を着用し、安全対策に万全を期すること。
- ③電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。




通常清掃作業内容

作業箇所	作業内容	説明	作業回数
1 玄関、ホール、ロビー	はき・ふき清掃 〃 間仕切り等清掃 金属みがき マット清掃 ちりはらい	1 ほうき及び化学処理モップを用いて床の土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 出入口の扉、ガラス及び間仕切りガラスを拭きあげる。 4 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。 5 床マットの土、砂、ほこりを取り除く。 6 窓わく、置物等のちりはらい。	面積表のとおり
2 共通使用廊下 共通使用階段	はき・ふき清掃 〃 手摺ふき ちりはらい 金属みがき	1 ほうき及び化学処理モップを用いて床の土、砂、ほこりを取り除く。 2 汚れの激しい個所は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 手摺の拭き掃除をする。 4 扉のちり払い。 5 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。	面積表のとおり
3 各階便所	はき・ふき清掃 〃 紙屑処理 ふき清掃 衛生器具清掃 洗面台等清掃 金属みがき 汚物処理 衛生消耗品補給	1 床のはき掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡をみがきあげる。 7 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。 8 汚物を搬出処理する。 9 トイレトペーパー、水石けん等を補給する。	面積表のとおり
4 各階給湯室	はき・ふき清掃 〃 紙屑処理 茶がら処理 流し台等清掃 金属みがき	1 床のはき掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 茶がらを処理し、容器を洗浄する。 5 流し台とその周辺を清掃する。 6 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。	面積表のとおり
5 風呂、脱衣室 シャワー室	はき・ふき清掃 〃 紙屑処理 ふき清掃 浴槽清掃 洗面台等清掃 金属みがき	1 脱衣室床のはき掃除を行う。 2 洗い場床を清掃する。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 浴槽を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡をみがきあげる。 7 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。	面積表のとおり

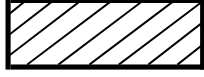
作業箇所	作業内容	説明	作業回数
6 事務室 応接室 ロッカー室 休憩室 宿直室 製図室	はき・ふき清掃 〃 紙屑処理 ちりはらい ふき清掃	1 ほうき及び化学処理モップを用いて土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 窓わく、ブラインド等の除塵を行う。 5 扉、間仕切り、ガラス、金属部分等を拭きあげる。	面積表のとおり
7 会議室 水質試験室	はき・ふき清掃 〃 紙屑処理 ちりはらい ふき清掃	1 ほうき及び化学処理モップを用いて土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 窓わく、ブラインド等の除塵を行う。 5 扉、間仕切り、ガラス、金属部分等を拭きあげる。	面積表のとおり
8 茶器洗浄業務	事務室等の 茶器等洗浄	1 各事務室等から茶わん等を回収して、洗剤で洗浄し、水洗い後、乾燥させる。 2 洗浄後の茶わん等は、各事務室等に運搬、格納する。 3 清潔維持のため、ラック、洗桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等の洗浄を行う。	原則として 1日1回実施する。(時間については委託者の指示による。)
<p>〈作業方法〉</p> <p>1 上記の作業内容以外であっても、随時庁舎の内外を巡回し、特に汚れが目立つところの清掃を実施し、常に清潔な状態を維持しなければならない。</p> <p>2 床材及び壁材等は、多種にわたる材料を使用しているため、これらに適合した清掃方法によること。</p> <p>3 回収した空き缶は回収箱に投入すること。</p> <p>4 事務室内の紙屑入れの内容物処理については、週5回行うこと。</p>			

東部水再生プラザ清掃図面


1. 通常清掃

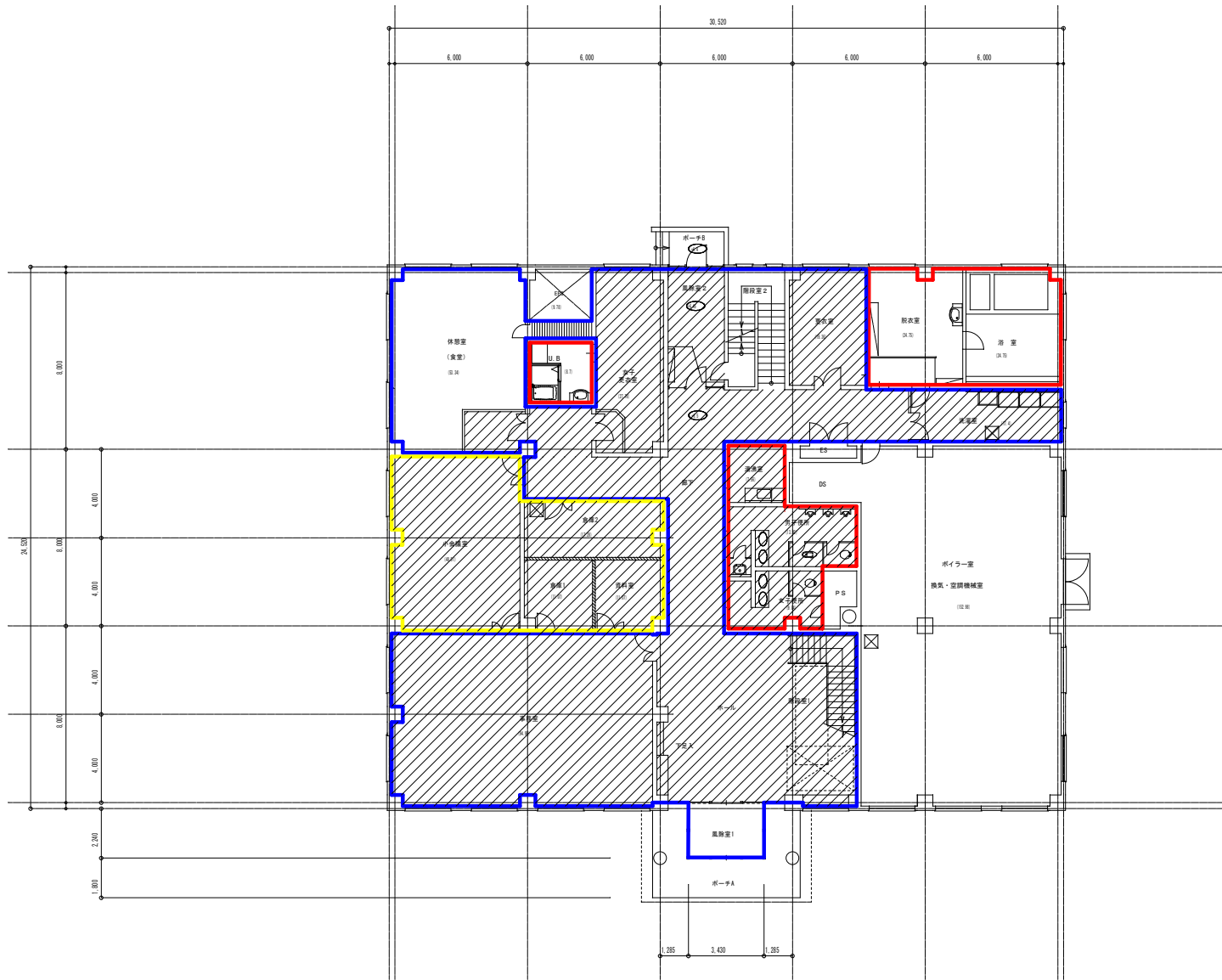
- | | | |
|------------|------|---|
| (1) 週5回清掃 | 赤色箇所 |  |
| (2) 2週5回清掃 | 青色箇所 |  |
| (3) 週1回清掃 | 黄色箇所 |  |

2. 床磨き清掃

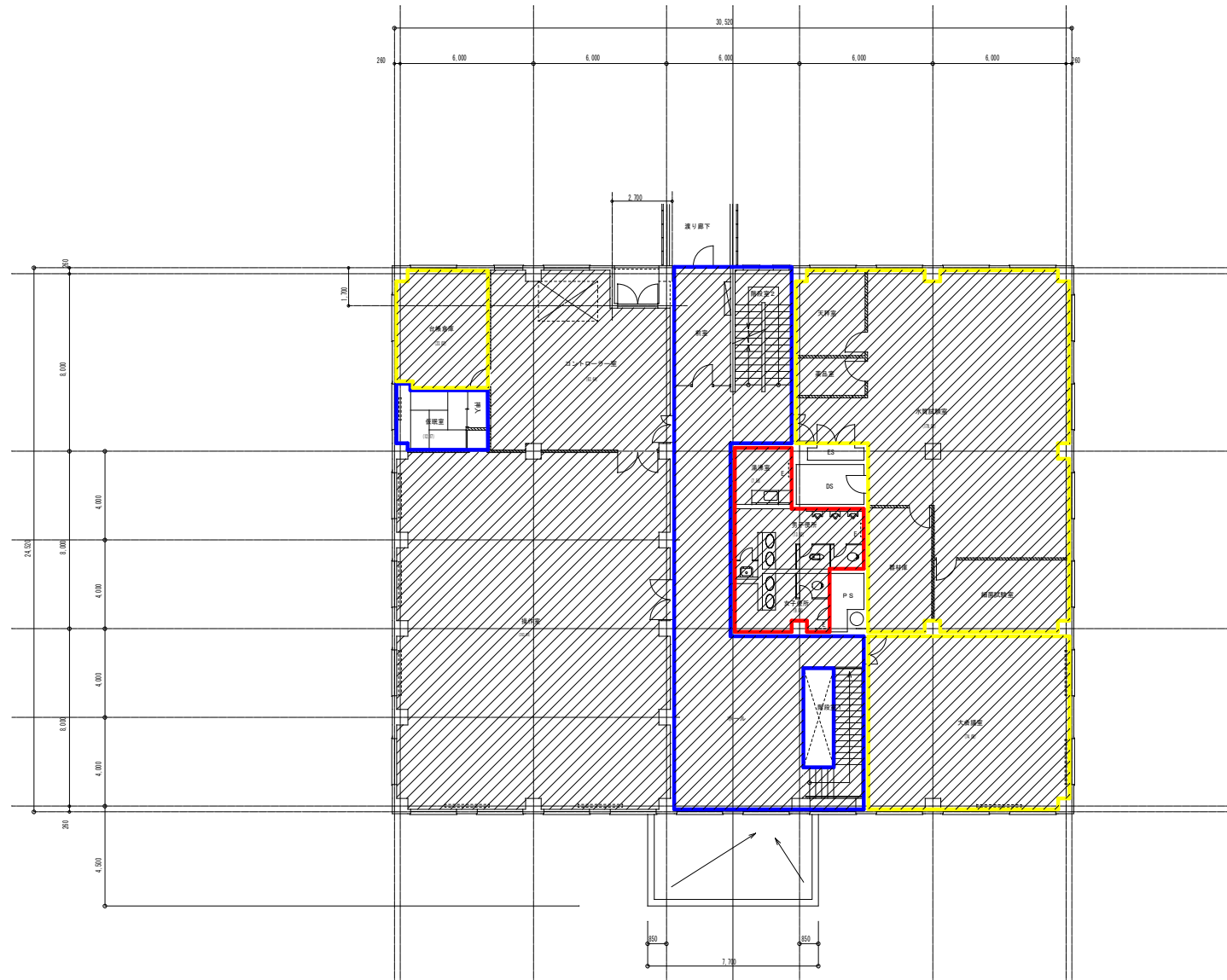
- | | | |
|--------------|------|---|
| (1) 年2回(普通床) | 斜線部分 |  |
|--------------|------|---|

3. 窓ガラス清掃

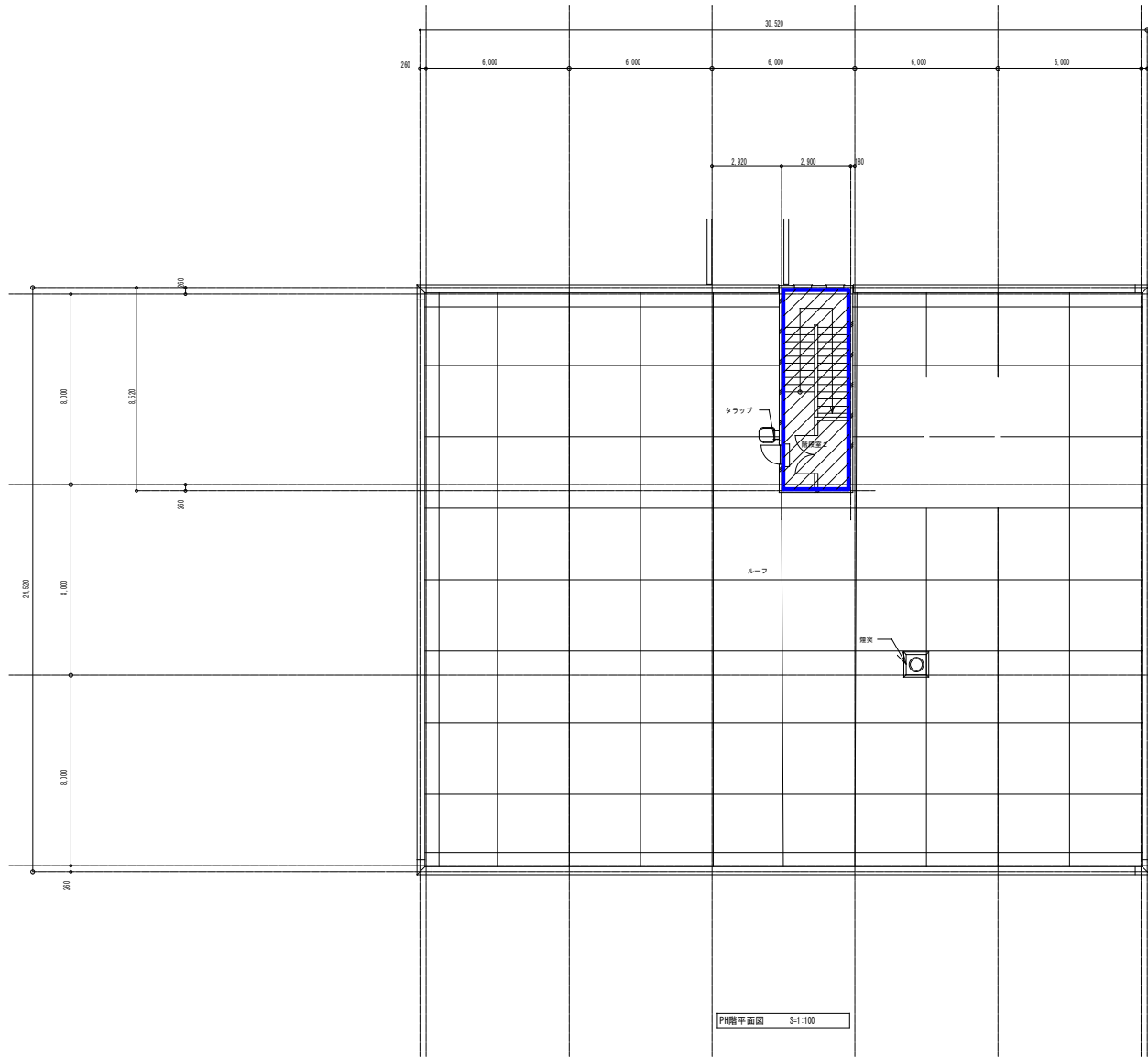
- | | | |
|---------------------|------|---|
| (1) ガラス清掃
(窓枠清掃) | 赤色箇所 |  |
|---------------------|------|---|



東部水再生プラザ	
通常清掃及び床磨き清掃箇所図	1階平面図

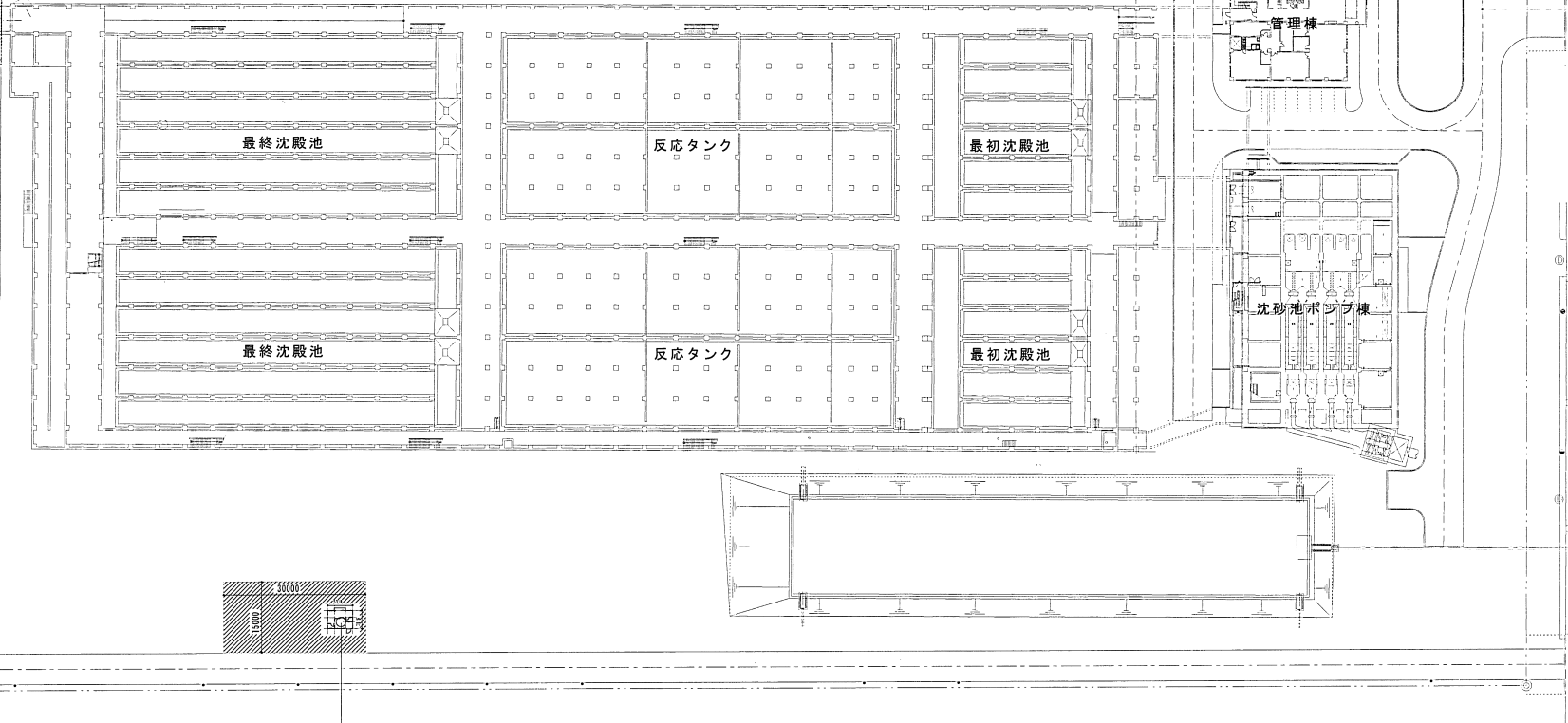
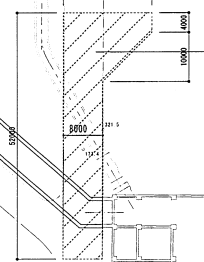
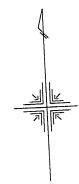
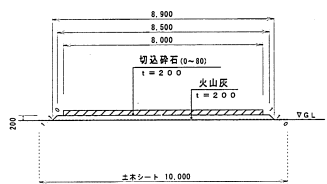


東部水再生プラザ	
通常清掃及び床磨き清掃箇所図	2階平面図



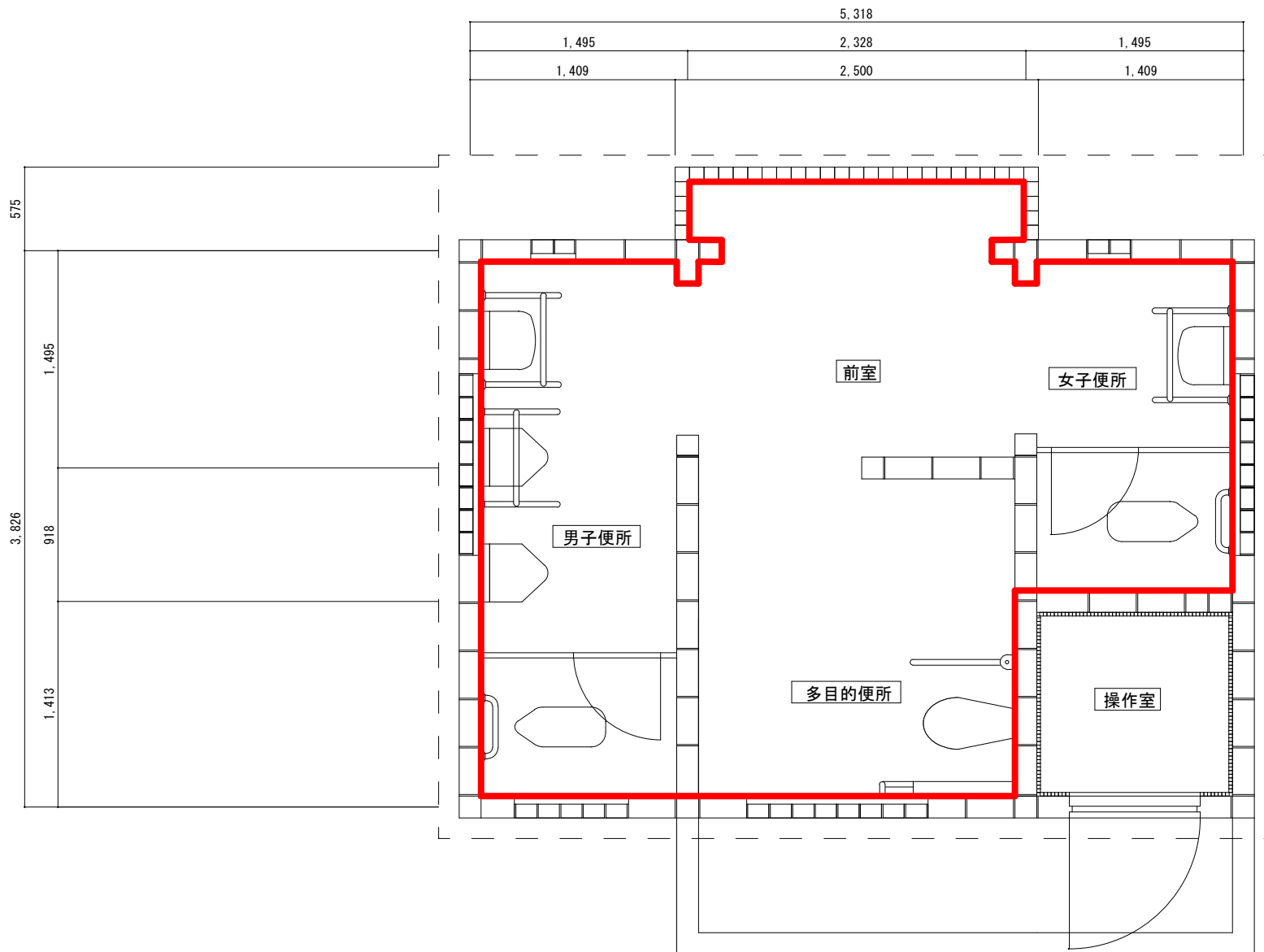
東部水再生プラザ	
通常清掃及び床磨き清掃箇所図	PH階平面図

仮設道路部

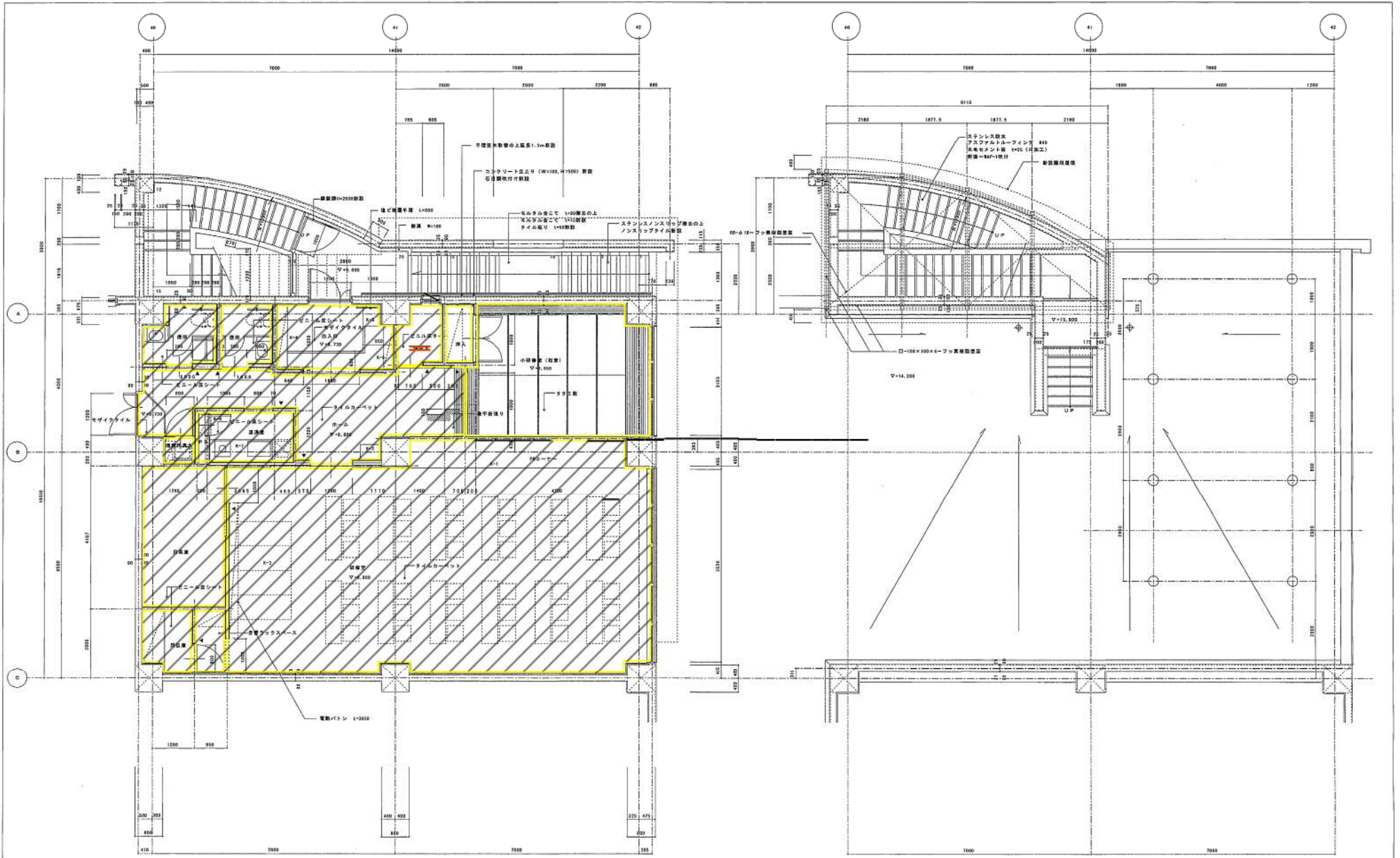


外部便所
工事用砕石取 (厚200)

東部水再生プラザ	
外部便所一般平面図	—



東部水再生プラザ	
通常清掃及び床磨き清掃箇所図	外部便所平面図

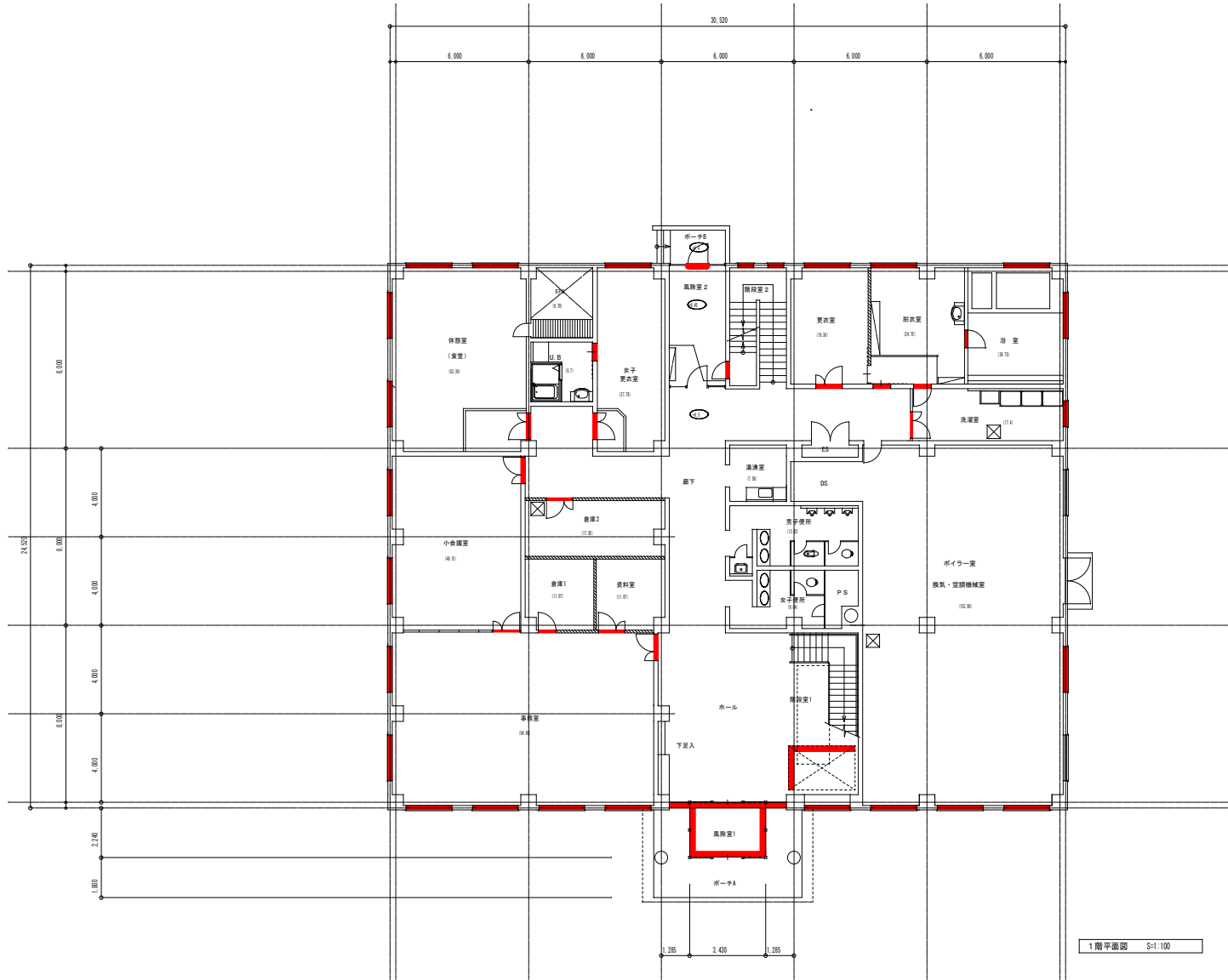


※ ⅴ : 窓名札 (50×200, カウティングシート)
 1 標準設計断面 S=1/50

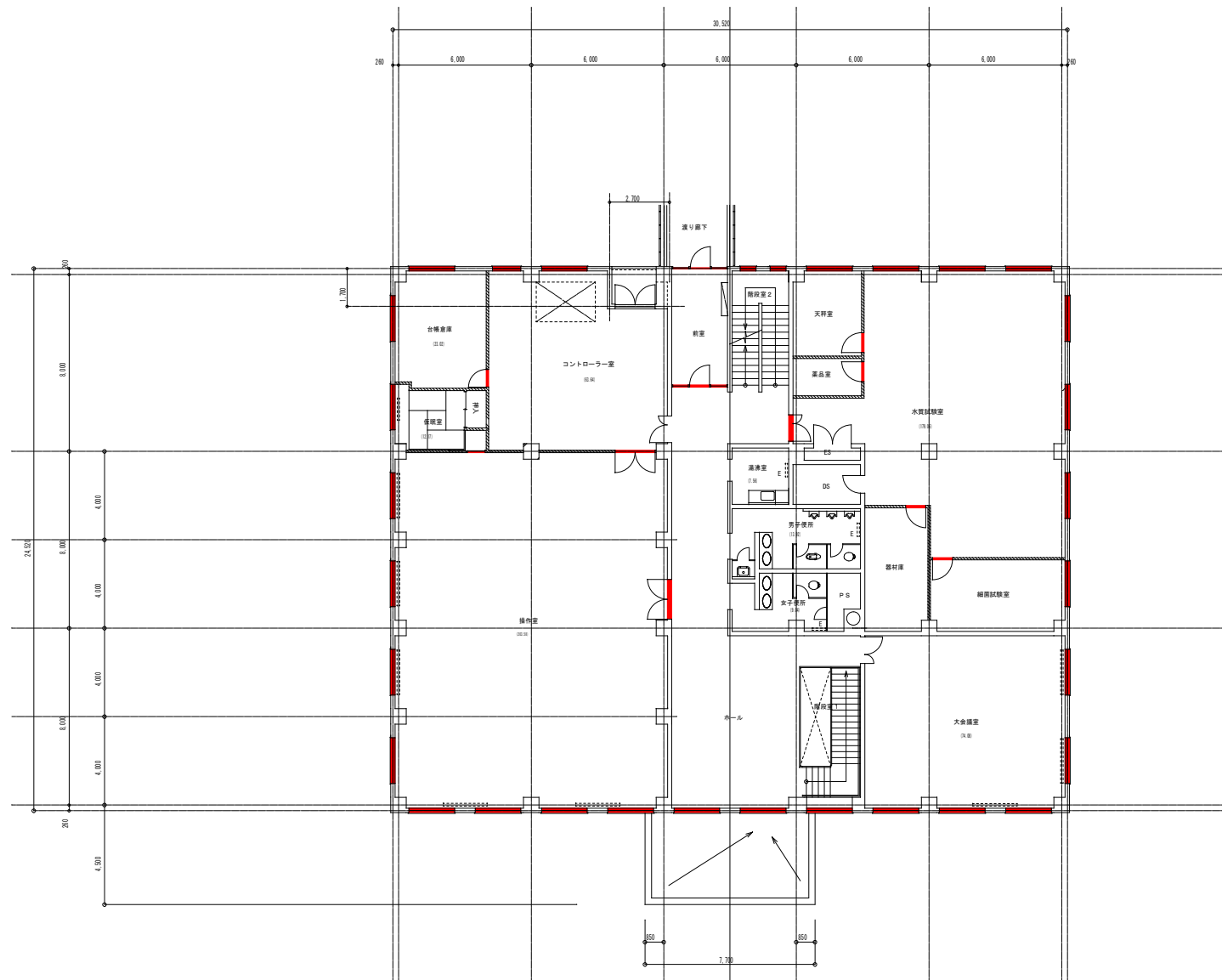
床面積 14,795 x 18,885=278,944m²

東部水再生プラザ
 通常清掃及び床磨き清掃箇所図 研修室平面図

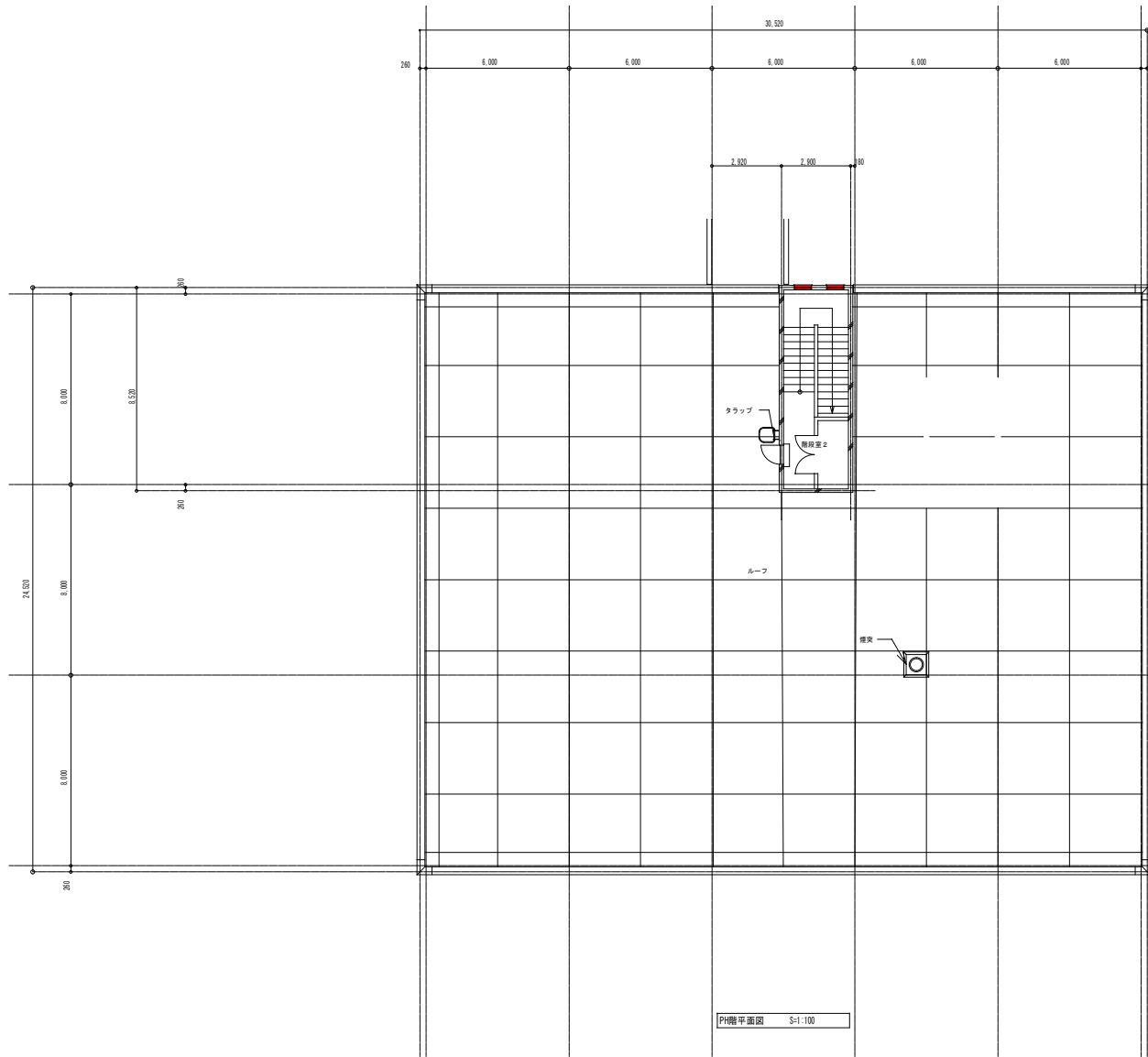
P ⅴ 標準設計断面 S=1/50



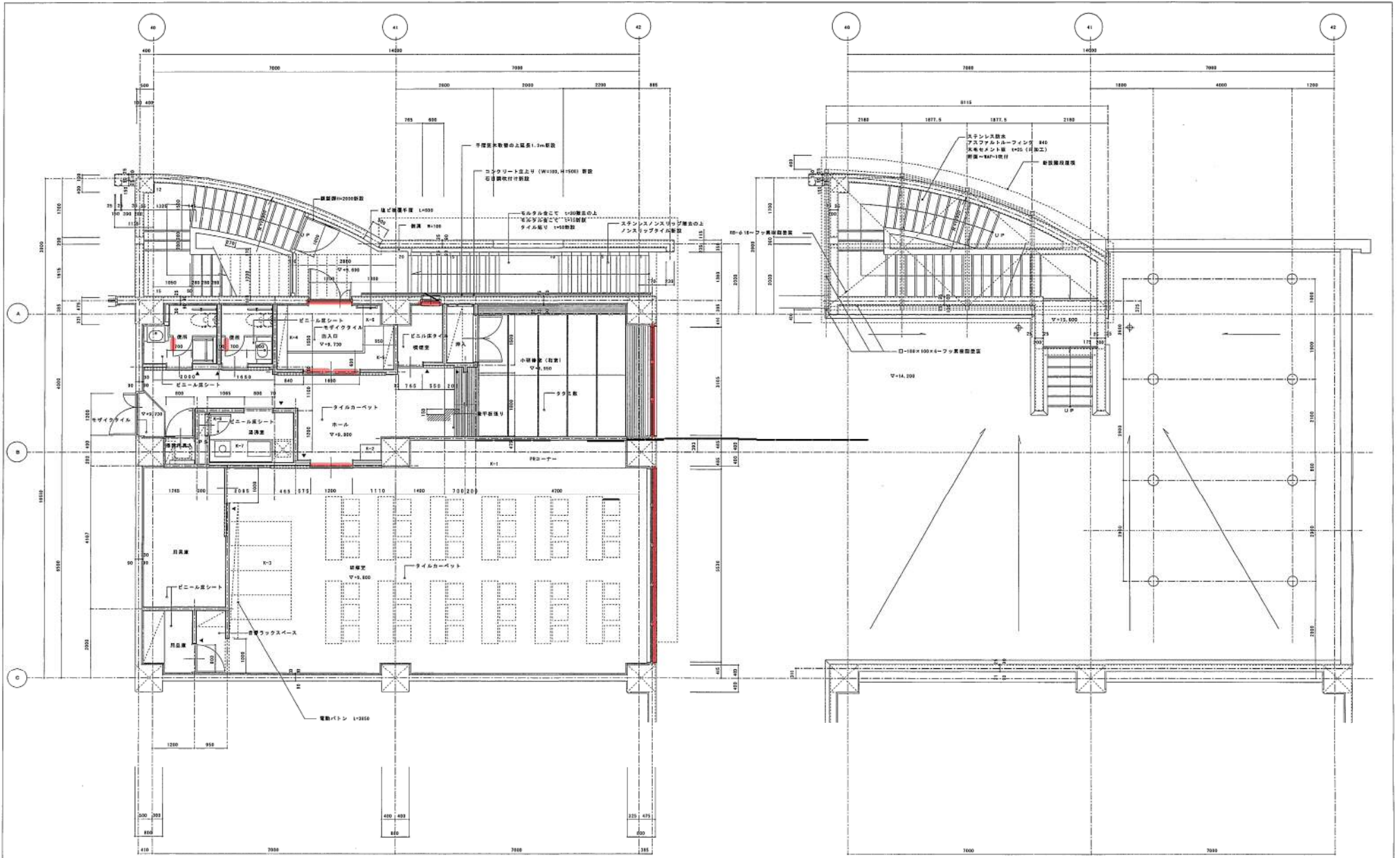
東部水再生プラザ
窓ガラス清掃箇所図 1階平面図



東部水再生プラザ	
窓ガラス清掃箇所図	2階平面図



東部水再生プラザ	
窓ガラス清掃箇所図	PH階平面図



1F 1階平面図 (10×700, カットライン付)
 1 1階平面図 (10×700, カットライン付) S=1/50

床面積 14,700 × 18,885 = 278,445m²

東部水再生プラザ
 窓ガラス清掃箇所図 | 研修室平面図

P-P 断面図 (10×700, カットライン付) S=1/50

東部水再生プラザ庭園管理業務仕様書

(令和5・6・7・8年度共通)

1. 業務実施場所

東部水再生プラザ敷地内（札幌市白石区東米里2172-1番地）

2. 委託業務内容（別添図面参照のこと）

(1) 芝刈り業務

芝（草）刈、刈くずの後かたづけ及び処分。仕上げ高は、2-3cm内外とする。

芝刈り面積 34,595㎡/回

(2) 冬囲い業務

縄（150組）—ツツジ類を数本ずつ縄で縛り、まとめる。

竹（90組）—ツツジ類に6方から竹を立て、縄で縛り、まとめる。

3. 集草、枝の処分

集草は白石清掃工場に運搬し、処分すること。

処分量は、計算書兼領収書を業務日誌等に添付（写しでも可）して、報告すること。

4. 各業務回数

各業務の実施回数を以下のとおりとする。

芝刈り業務 3回

冬囲い 1回

5. 留意事項

(1) 遵守事項

業務は、設計図書（本仕様書・設計図面・設計内訳書）及び契約書に基づき、業務主任の指示に従って履行しなければならない。

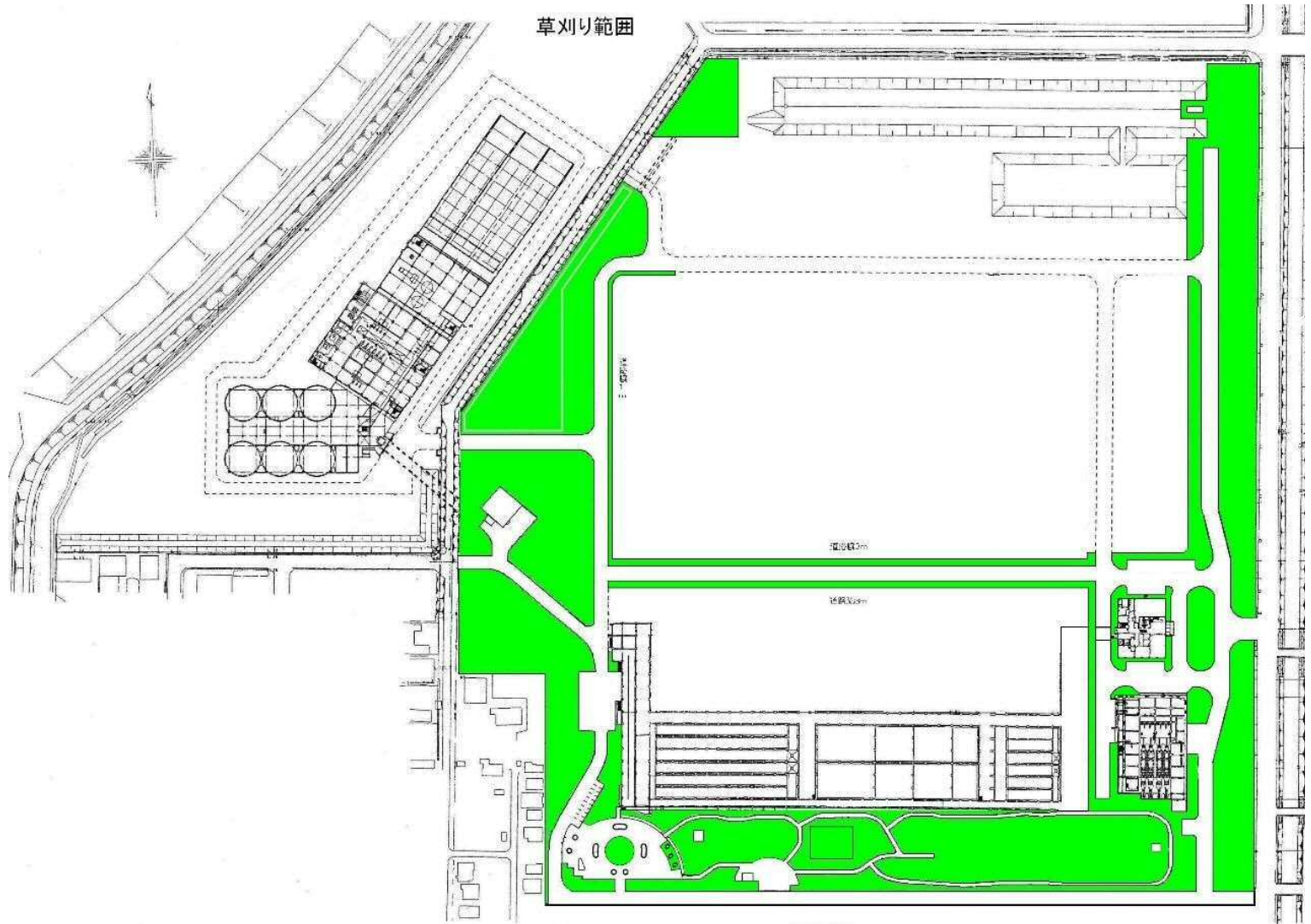
(2) 施設の使用

施設について、業務履行に必要な場合を除き、無断で立ち入ってはならない。

(3) 安全管理

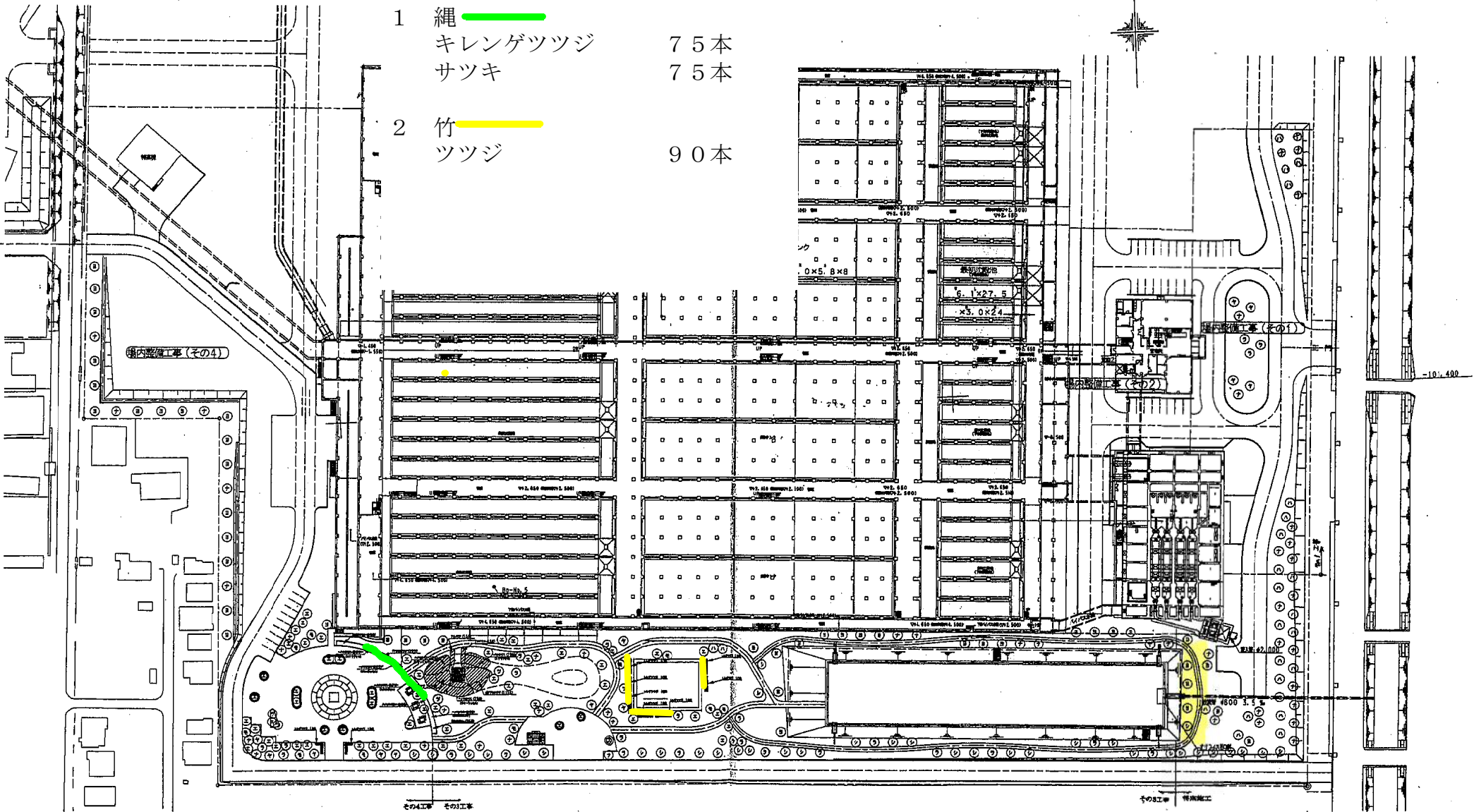
受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに業務主任に報告するものとする。

草刈り範囲



冬囲い

- 1 縄 —
 キレンゲツツジ 75本
 サツキ 75本
- 2 竹 —
 ツツジ 90本



札幌市下水道局建設部					19
工事名	昭和三十九年度 東部処理場管内施設新設工事(その4)				Scale 3=1:500
図面名	植栽平面図				
製 図 者	設 計 者	監 査 者	認 可 者	製 図 日	平成16年7月

東部水再生プラザ構内除雪業務仕様書

(令和5・6・7・8年度共通)

1 除雪場所

(1) 東部水再生プラザ

札幌市白石区東米里2172-1番地

(2) 除雪対象部分

別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

2 委託業務内容

除雪及び排雪の委託業務内容は、次のとおりとする。

(1) 除雪業務

通常は、降雪量が10cm以上のとき、概ね8時45分まで（進入道路及び駐車場は8時まで）に除雪を行い、その他の除雪については、委託者の指示により実施する。

除雪面積は、7,990 m²。

3 使用機種

除雪及び排雪には、次の機種以上のものを使用すること。

(1) 除雪

タイヤショベル 2.1 m³可変プラウ

4 業務の遂行について

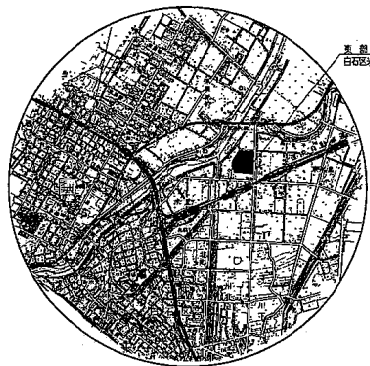
業務の遂行に当たっては、札幌市が管理する施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜、段差等に十分注意して除雪すること。

5 安全の確保について

除雪作業中は、構内歩行者等の保護に当たるとともに、周囲の施設等に十分注意を払うこと。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。



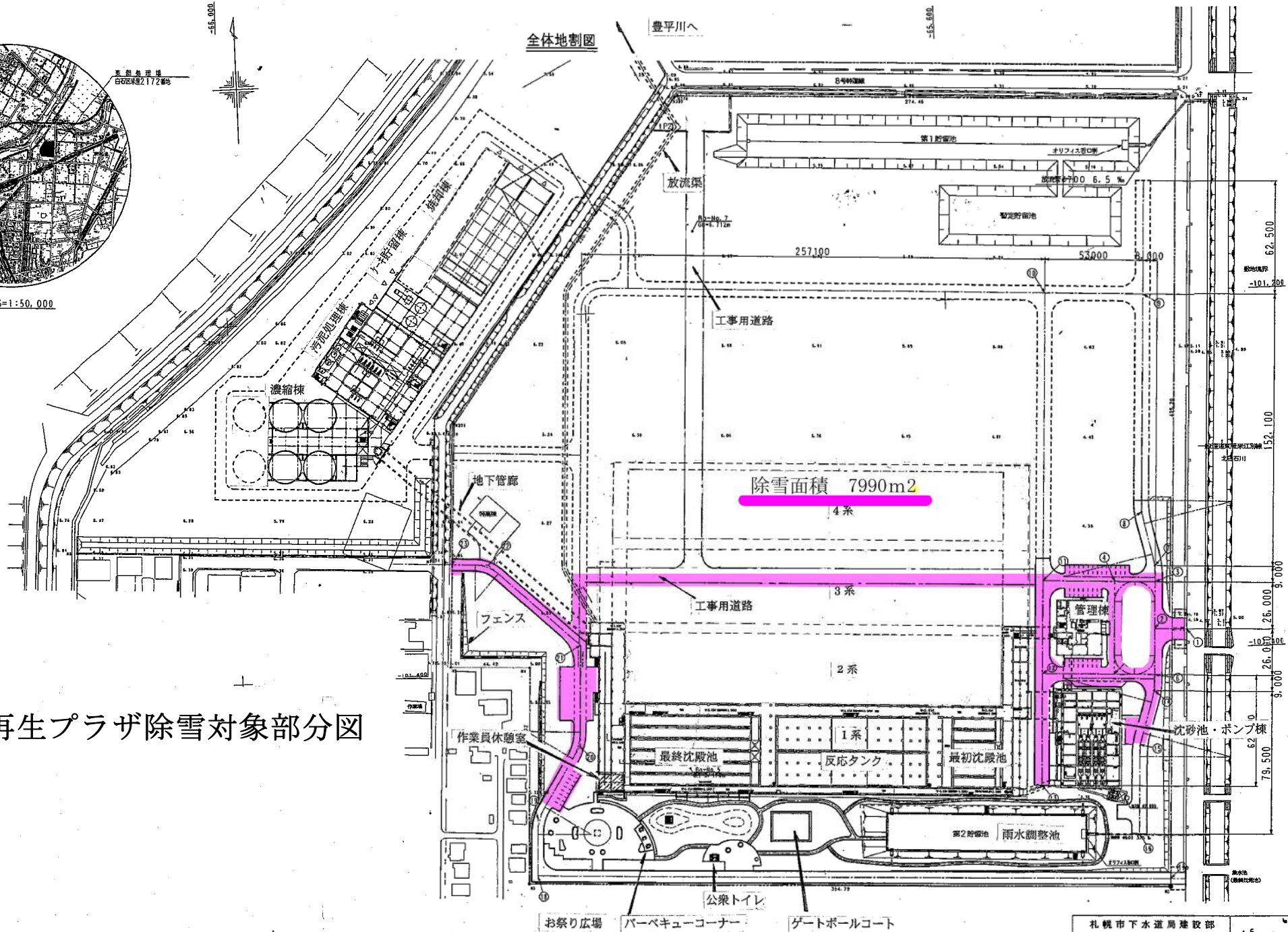
案内図 S=1:50,000

-101.200

全体地割図

豊平川へ

-55.500



東部水再生プラザ除雪対象部分図

札幌市下水道局建設部				1/5
工事名				
図面名	全体地割図			
製	検	認	許	Scale
				S=1:1000
				平成 16年 6月

-55.500

-55.500

東部水再生プラザ飲料用貯水槽清掃業務仕様書

(令和5・6・7・8年度共通)

1 業務場所

東部水再生プラザ 札幌市白石区東米里2172-1番地

2 貯水槽内訳

受水槽 1基 有効容量2.0m³

3 作業従事者の健康管理

水道法及び同法施行規則に準じ、伝染病病原体の保菌者及び下痢をしている者は作業に従事させないこと。

4 業務内容

業務の実施は以下の手順によること。

- (1) 槽周辺の清掃をすること。
- (2) 槽上部の清掃をすること。
- (3) 水道引込管、揚水管、吹込管及び排水管の弁を必要に応じて開閉すること。
- (4) 揚水ポンプ等で槽内の水を排水すること。
- (5) 槽内をきれいに洗浄し、その際には高圧洗浄機・タワシ等を適切に使用すること。
- (6) 槽内水分等をウェスできれいに拭き取ること。
- (7) 消毒は次亜塩素酸ナトリウム（50～100ppm）を噴霧し、必ず30分間以上放置した後、洗浄水で十分に洗浄すること。
- (8) 上記(5)、(6)、(7)を繰り返し、併せて2回行なうこと。
- (9) 消毒に用いた排水は、確実にタンク外へ排除すること。
- (10) 清掃作業完了後は、開閉した弁を元に戻し、必ず確認すること。また、槽のボールタップの位置を確認するなど、水位調整等の装置が適正に機能することを確認すること。
- (11) 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- (12) 水張り終了後、各槽出口及び末端給水栓の飲料水について、遊離残留塩素、色度、濁度、味、臭気の5項目について水質試験を行ない、以下の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。
 - ・遊離残留塩素：0.2ppm以上
 - ・色度：5度以下
 - ・濁度：2度以下
 - ・味：異常でないこと
 - ・臭気：異常でないこと
- (13) 各槽内部について、清掃作業前、清掃作業完了後のそれぞれの写真を撮影すること。

5 注意事項

- (1) 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものですること。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- (2) 作業は、給水タンクの清掃を先に行なうこと。
- (3) 作業時は、必ず排気ファンを使用すること。
- (4) 消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは、厚生労働省検定済の法定代用消毒薬医薬品の指定を受けたものを使用すること。

東部水再生プラザ受水槽水道水水質検査業務仕様書

(令和 5・6・7・8 年度共通)

1 業務目的

受水槽を設置する施設等における管理基準を定めた「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成 7 年 3 月 31 日札幌市衛生局長決裁）」によって、水道水を供給する受水槽のある施設における下記 3 に掲げる項目の検査を行い、管理基準の適合状況を評価する。

2 採水場所（検体数）

札幌市白石区東米里 2172-1 番地 東部水再生プラザ（1 検体）

3 業務内容

上記 2 の受水槽水道水を採取し、次のとおり検査を行い、検査結果をまとめて報告書を作成、提出する。

(1) 検査時期

日程については、業務主任と調整すること。

(2) 検査項目・検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法（令和 4 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 134 号）によって、次の項目を検査する。

- ・化学検査： 亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素 TOC の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度
- ・細菌検査： 一般細菌、大腸菌

東部水再生プラザ ルーフドレン配管清掃業務仕様書

(R5・6・7・8年度共通)

1. 業務概要

本業務は、東部水再生プラザ水処理棟の 1F 天井に設置されているルーフドレン配管（100A）の異物を除去する清掃業務である。

2. 業務場所

札幌市白石区東米里 2172 番地 1 東部水再生プラザ内

3. 業務内容

- ・ 屋上排水口から立下り管の異物除去及び洗浄
- ・ 天井横走り管の異物除去及び洗浄
- ・ 除去物の処分：産廃処理
- ・ 配管洗浄後の通水試験
- ・ 業務数量：別添図のとおり
- ・ 業務範囲：別添図のとおり

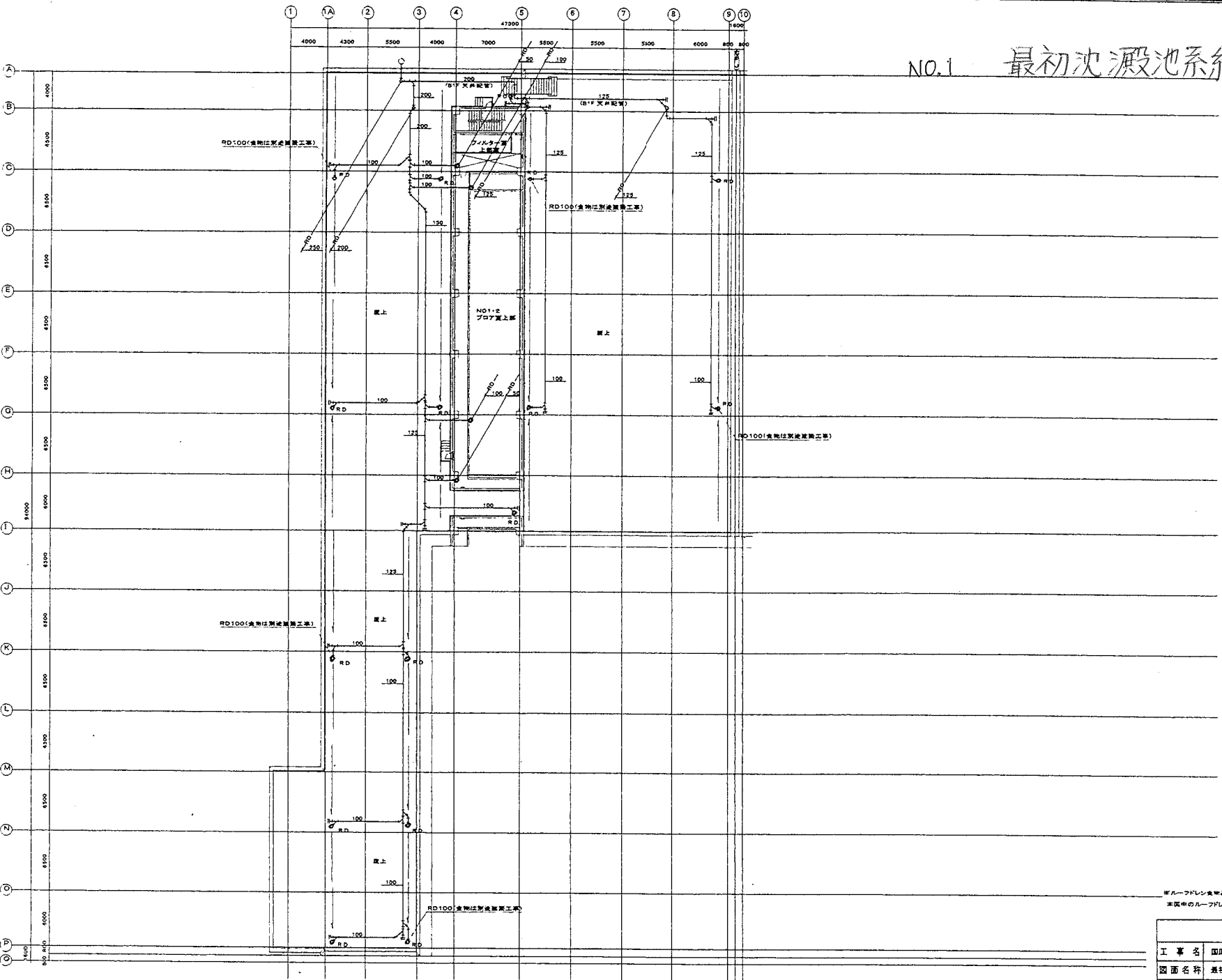
4. 報告書の提出

業務写真（特に閉塞物の拡大写真は必須）

5. その他

- ・ 本業務で使用する用水及び電気は支給とする。
- ・ その他疑義が生じた場合、本市業務主任と協議の上決定する。

NO.1 最初沈殿池系統

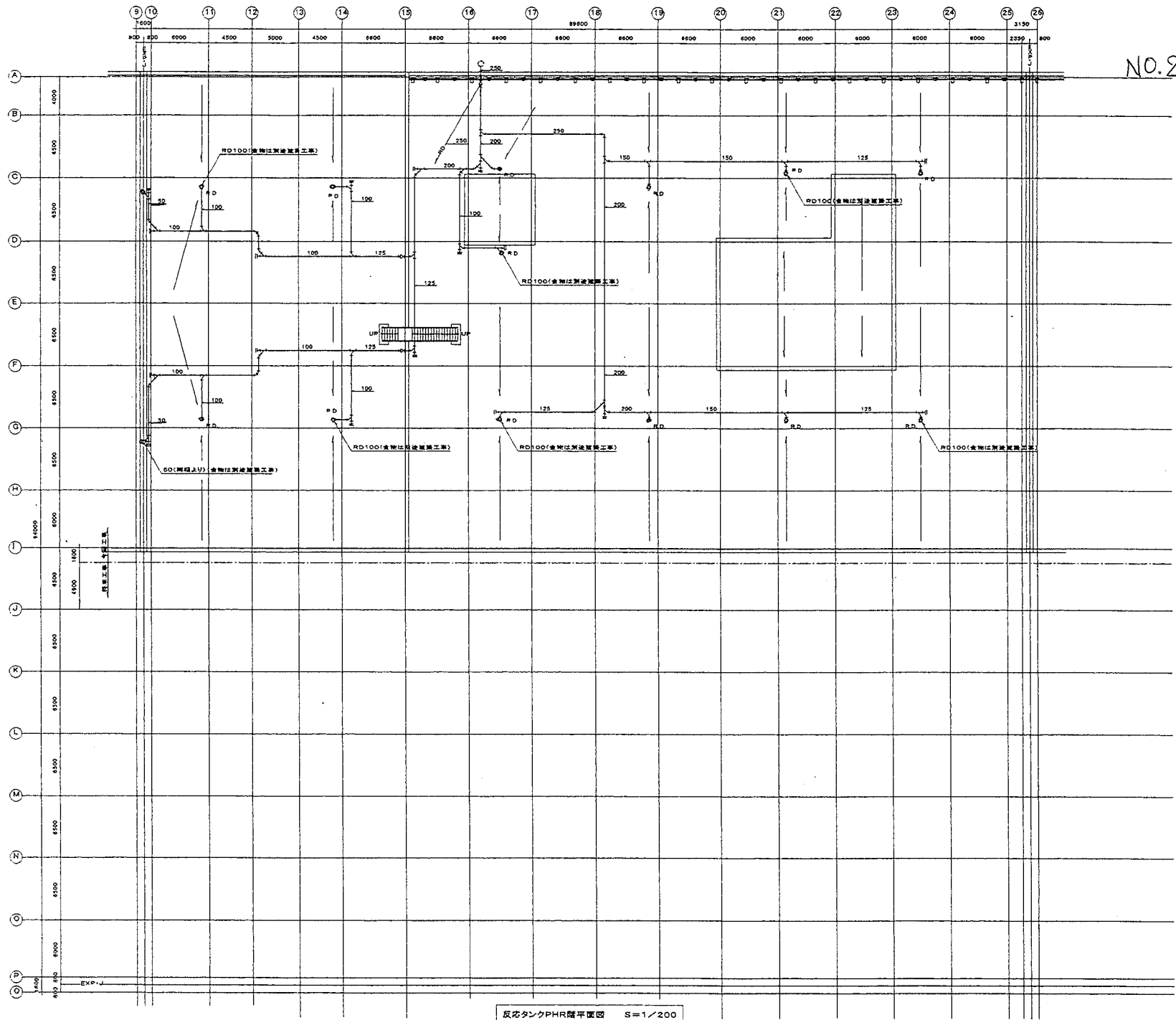


最初沈殿池PH1階平面図 S=1/200

※ルーフトレッシュ集塵と食物残渣処理1mは別産廃装置とする
 ※図中のルーフトレッシュ集塵口径は100であり、本工事での詳細配管は同径とする

しゅん 功 図			
工 事 名	国庫補助事業 東部処理場 水処理様衛生設備新設工事	縮 尺	1/200
図 面 名 称	最初沈殿池PH1階平面図	製 図 者	2/18
購 負 人	株式会社 ジオメック	製 図 日	
工 期	着手 平成14年 6月 しゅん功 平成15年 3月	製 図 者	2/18

NO.2 反応タンク系統

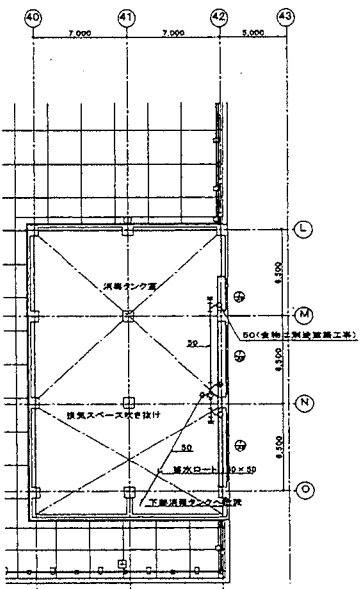
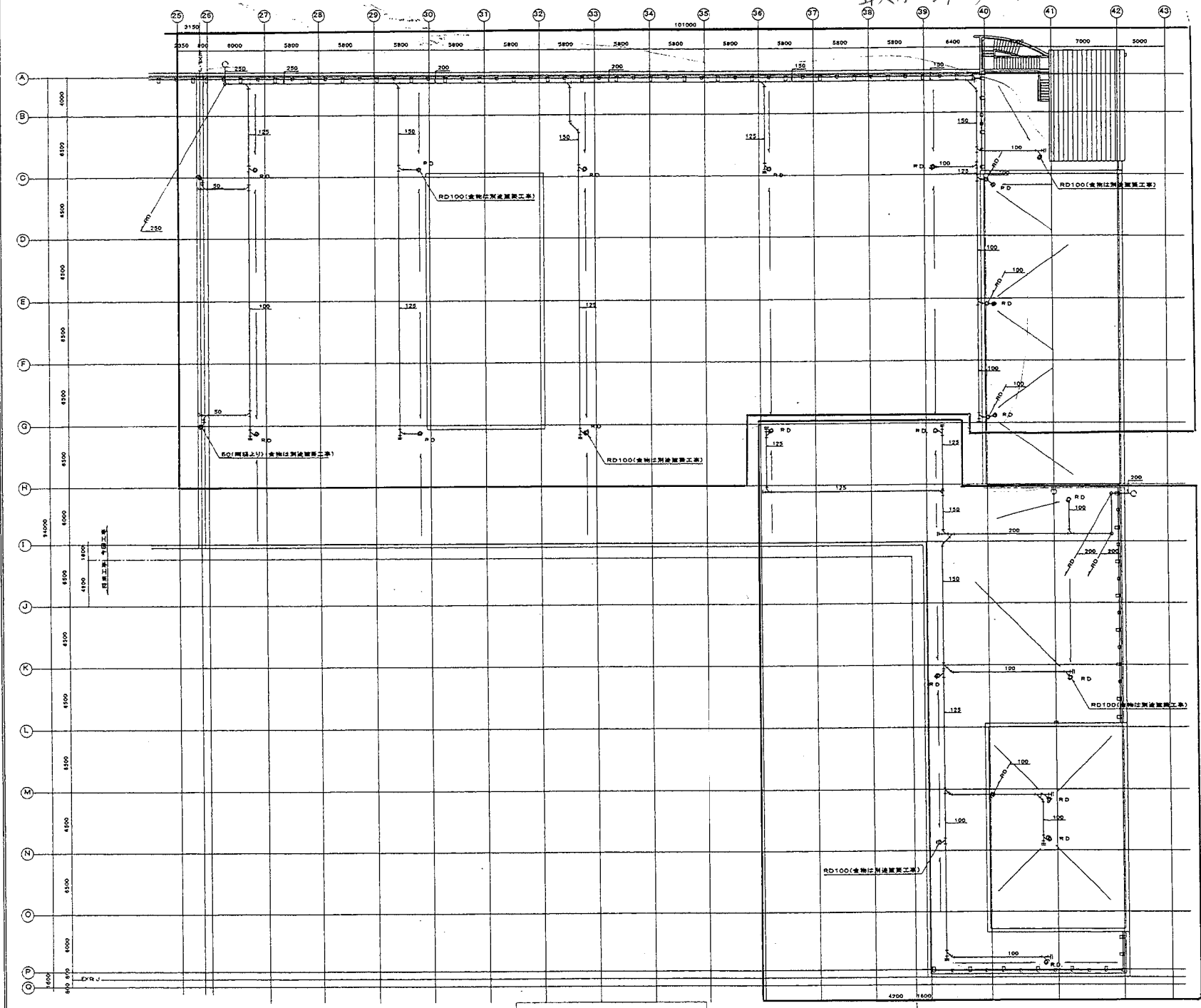


反応タンクPHR階平面図 S=1/200

※ルーフレイン管物と食物供給配管1mは別途配管工事とする
 ※本図中のルーフレイン管物口径は100であり、本工事での接続配管は同径とする

しゅん 功 図				
工事名	国庫補助事業 東部処理場 水処理後衛生設備新設工事			
図面名称	反応タンクPHR階平面図	縮尺	1/200	
請負人	株式会社 ジオメック			
工期	着手 平成14年 6月	竣工	図番	4/18
	しゅん功	平成15年 3月		

No.3 最終沈殿池-1系統



最終沈殿池PHR降平面図 S=1/200

No.4

最終沈殿池-2系統

※ルーフドレン食物と食物残渣配管1mは別添図面とする
※図中のルーフドレン食物口径は100であり、本工事での接続配管は同径とする

しゅん 功 図	
工事名	国庫補助事業 東部地域圏 水処理環境衛生設備新設工事
図面名称	最終沈殿池PHR降平面図 縮尺 1/200
請負人	株式会社 ジオメック
工 期	着 示 平成14年 6月 図 5/18 しゅん功 平成15年 3月 図

最終沈殿池PHR降平面図 S=1/200

西武工業 監製

東部水再生プラザ消防用設備等点検業務 仕 様 書

(令和5・6・7・8年度共通)

1. 業務目的
本業務は、消防法第17条3の3による消防用設備等の点検及び報告を行う業務である。
2. 業務場所
東部水再生プラザ
札幌市白石区東米里 2 1 7 2 - 1 番地
3. 関係法令の遵守
消防用設備等の点検は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等、「建築基準法」、「電気事業法」その他関係法令を遵守し行うものとする。
4. 点検基準等
 - (1) 共通仕様書
建築保全業務共通仕様書(平成30年版国土交通省大臣官房庁宮繕部監修)
 - (2) 消防用設備等
 - ① 消防法第17条の3の3による点検及び報告
 - ② 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(平成28年3月28日改正 昭和50年10月16日付 消防庁告示第14号)
 - ③ 「消防施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成26年4月14日改正 平成16年5月31日付 消防庁告示第9号)
 - ④ 「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成22年12月22日付 消防予第557号)
 - ⑤ 消防法第36条において準用する同第8条の2の2(平成19年6月22日公布の消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号)、平成21年6月1日施行)防災管理点検について
 - ⑥ 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等について(平成22年12月22日 公布)
 - ⑦ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(平成25年消防庁告示第19号及び20号)
 - (3) 建築基準法関係防災設備
建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところによる。
5. 業務量
別紙「消防用設備等点検業務 機器設備数量表」による。
6. 点検実施月
 - 1回目： 7～8月 (総合点検・機器点検)
 - 2回目： 1～2月 (機器点検)

7. 留意事項

- (1) 業務の実施に必要な機器、工具、消耗品類は受託者負担とする。
- (2) 消防関係機関等への報告義務のあるものは受託者負担にて代行すること。
- (3) 消火剤詰替えは本業務には含まない。
- (4) その他疑義等は、発注者と打合せること。
- (5) 受託者は、設備点検のため天井クレーン上又は天井クレーンに近接する場所で作業を行う場合は、発注者の承諾を受け、クレーン等安全規則に規定された安全対策を講じた上で、点検作業を行うことができる。但し、天井クレーンの運転に関しては、当該天井クレーン運転に必要な資格を有する者に運転させなければならないことから、クレーンの運転手については事前に発注者の承諾を得るものとする。
なお、天井クレーンを運転する際は、運転開始前後に点検を実施し、天井クレーンに損害等を与えた場合は、受託者の責で修理等を行うこと。

消防用設備等点検業務 機器設備数量表

設 備 名		単 位	東 部 T
消 火 器 具	粉末消火器	加压式	1本/回
		車載式	1本/回
		蓄圧式	1本/回
	強化液消火器	蓄圧式	1本/回
	二酸化炭素消火器	5型	1本/回
		7・10型	1本/回
屋 内 消 火 栓 設 備	加压送水装置		1組/回
	制御盤		1面/回
	消火栓		1組/回
	起動用スイッチ		1個/回
	表示灯		1灯/回
	音響装置		1組/回
	表示盤		1面/回
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）		1組/回
	呼水装置		1組/回
	放水試験		1式/回
屋 外 消 火 栓 設 備	加压送水装置		1組/回
	制御盤		1面/回
	消火栓		1組/回
	起動用スイッチ		1個/回
	表示灯		1灯/回
	音響装置		1組/回
	表示盤		1面/回
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）		1組/回
	呼水装置		1組/回
	放水試験		1式/回
不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	消火剤貯蔵容器（二酸化炭素、窒素ガス、IG541、IG55）		1基/回
	容器弁開放装置	電磁式	1個/回
		ガス圧式	1個/回
	起動用ガス容器		1個/回
	起動用操作箱		1個/回
	音響装置		1組/回
	制御盤	5回線以下	1面/回
		1回線増す毎に	1面/回
	音声盤		1面/回
	電源装置		1組/回
	圧カスイッチ		1個/回
	逆止弁		1個/回
	開口部自動閉鎖装置		1個/回
	放出表示灯箱		1個/回
	選択弁		1個/回
	ヘッド（1個単位）		1個/回
ホースリール		1個/回	
作動試験		1式/回	
放出試験（窒素ガス、空気）		1式/回	
容器搬入（窒素ガス、空気）		1式/回	
ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	消火剤貯蔵容器（ハロン1301、HFC227ea、HFC23）		1基/回
	容器弁開放装置	電磁式	1個/回
		ガス圧式	1個/回
	起動用ガス容器		1個/回
	起動用操作箱		1個/回
	音響装置		1組/回
	制御盤	5回線以下	1面/回
		1回線増す毎に	1面/回
	音声盤		1面/回
	表示盤		1面/回
	電源装置		1組/回
	圧カスイッチ		1個/回
	逆止弁		1個/回
	開口部自動閉鎖装置		1個/回
	放出表示灯箱		1個/回
	選択弁		1個/回
ヘッド（1個単位）		1個/回	
ホースリール		1個/回	
作動試験		1式/回	
放出試験		1式/回	

消防用設備等点検業務 機器設備数量表

設 備 名		単 位	東 部 T	
粉 末 消 火 設 備	粉末タンク（操作部を含む）	1基/回		
	加圧用窒素容器	1基/回		
	起動用ガス容器	1基/回		
	容器弁開放装置	電磁式	1基/回	
		ガス圧式	1基/回	
	起動用操作箱	1基/回		
	薬剤点検	1基/回		
	ホースリール	1個/回		
	音響装置	1組/回		
	制御盤	5回線以下	1面/回	
		1回線増す毎に	1面/回	
	継電器盤	5回線以下	1面/回	
		1回線増す毎に	1面/回	
	音声盤	1面/回		
	表示盤	1面/回		
	電源装置	1面/回		
	圧力スイッチ	1個/回		
	逆止弁	1個/回		
	開口部自動閉鎖装置（ヒストリリザ、モータ・ダンパー、シャッター）	1式/回		
	放出表示灯箱	1個/回		
選択弁	1式/回			
ヘッド（1個単位）	1個/回			
作動試験	1式/回			
放出試験（窒素ガス、空気）	1式/回			
自 動 火 災 報 知 設 備	受信機 P型1級	19回線以下	1面/回	1
		10回線以内増す毎に	1面/回	4
		30回線以上は1～10回線増す毎に	1面/回	
	受信機P型2級		1面/回	
	受信機P型3級		1面/回	
	副受信機	19回線以下	1面/回	
		10回線以内増す毎に	1面/回	
	差動式分布型 熱感知器	50個まで	1個/回	
		51～100個まで	1個/回	
		101個以上	1個/回	
	差動式又は 補償式スポット 型熱感知器	50個まで	1個/回	14
		51～100個まで	1個/回	
		101個以上	1個/回	
	定温式 スポット型 熱感知器	50個まで	1個/回	50
		51～100個まで	1個/回	1
		101個以上	1個/回	
	定温スポット型熱感知器（防燥型）		1個/回	
	煙感知機	50個まで	1個/回	50
		51～100個まで	1個/回	50
		101～150個まで	1個/回	50
		151個以上	1個/回	81
	多信号式煙感知 器	50個まで	1個/回	
		51～100個まで	1個/回	
		101個以上	1個/回	
	熱（低温）煙複 合式感知器	50個まで	1個/回	
		51～100個まで	1個/回	
		101個以上	1個/回	
	赤外線・紫外線 炎感知器	50個まで	1個/回	
		51～100個まで	1個/回	
		101個以上	1個/回	
	光電式分離型感知器（受光部と送光部）		1セット/回	
	アナログ式 熱感知器	50個まで	1個/回	
		51～100個まで	1個/回	
		101個以上	1個/回	
	アナログ式 熱感知器	50個まで	1個/回	
		51～100個まで	1個/回	
		101個以上	1個/回	
	自動試験機能 付熱感知器	50個まで	1個/回	
		51～100個まで	1個/回	
		100個以上	1個/回	
自動試験機能付 煙感知器	50個まで	1個/回		
	51～100個まで	1個/回		
	100個以上	1個/回		
R型受信機		1個/回		
中継器		1個/回		
P型1級発信機		1個/回	29	
P型2級発信機		1個/回		
表示灯		1灯/回	29	
音響装置（地区）		1組/回	45	
消火栓起動装置		1組/回	1	
常用電源		1組/回	1	
予備電源（受信機のみ）		1組/回	1	
非常電源	自家発電設備の場合	1組/回		
	蓄電池設備の場合	1組/回		

消防用設備等点検業務 機器設備数量表

設 備 名			単 位	東 部 T	
誘導 標識 灯	誘導灯	50灯まで	1灯/回	44	
		51灯から100灯まで	1灯/回		
		101灯以上	1灯/回		
	誘導標識		1枚/回		
排煙 設備	制御盤	10回線以下	1面/回		
		11回線以上1回線増す毎に追加	1回線/回		
	ダ ン パー	F D以外 (自動復帰 式)	50個目まで	1個/回	
			51個目から100個目まで	1個/回	
			101個以上	1個/回	
		F D以外 (手動復帰 式)	50個目まで	1個/回	
		51個目から100個目まで	1個/回		
		101個以上	1個/回		
		F D		1個/回	
	排煙口		50個目まで	1個/回	
			51個目から100個目まで	1個/回	
	防 火 戸	ドア式 (片 開き扉・常 開)	50枚まで	1枚/回	
			51～100枚まで	1枚/回	
			101枚以上	1枚/回	
		ドア式 (両 開き扉・常 開)	50枚まで	1枚/回	
			51～100枚まで	1枚/回	
			101枚以上	1枚/回	
		ドア式温度 ヒューズ型	ドア式 50枚まで	1枚/回	
			51～100枚まで	1枚/回	
			101枚以上	1枚/回	
引戸式ウェ イト閉鎖型		煙連動の場合	1枚/回		
	煙連動なしの場合	1枚/回			
	引戸式折りた たみ型	煙連動の場合	1枚/回		
	煙連動なしの場合	1枚/回			
電動式シャッター	50枚まで	1枚/回			
手動式シャッター	50枚まで	1枚/回			
自然排煙口	50組目まで	1組/回			
機械排煙設備	モーター駆動 起動盤	1台/回 1面/回			
(建 基 法) 排煙 設備	差動式分布型熱感知器(50個以下)		1個/回		
	差動式又は補償式スポット型熱感知器(50個以下)		1個/回		
	定温式スポット型熱感知器(50個以下)		1個/回		
	定温スポット型熱感知器(防爆型)		1個/回		
	煙感知機(50個以下)		1個/回		
	二信号式煙感知器(50個以下)		1個/回		
	アナログ式煙感知器(50個以下)		1個/回		
	自動試験機能付熱感知器(50個以下)		1個/回		
自動試験機能付煙感知器(50個以下)		1個/回			
消 防 用 水	採水口		1カ所/回		
	吸管投入口		1カ所/回		
	標識		1枚/回		
	開閉弁		1個/回		
連 結 送 水 管	加圧送水装置		1組/回		
	操作盤		1面/回		
	起動用スイッチ		1個/回		
	表示灯		1灯/回		
	表示盤		1組/回		
	放水用器具格納箱		1組/回		
	放水口		1組/回		
放水口		1組/回			
連結散水設備					
非常コンセント設備	単相 100V		1個/回		
	三相 200V		1個/回		
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検		1式/回	1	
非常電源 専用受電 設備	低圧受電設備		1式/回		
	高圧受電設備	300kVA以下	1式/回		
		300kVA超1,000kVA以下	1式/回		
	保護継電盤	過電流 地絡	1式/回 1式/回		
加算歩掛					
防災管理点検					